

**福岡県**  
**「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」**  
**の活用に関するビジョン**

福岡県のビジョンを次ページ以降に公開します。

福岡県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

**【福岡県のビジョン確認フロー】**

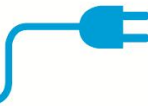
- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 《申請者→福岡県》
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 《福岡県》
- ③確認書の作成 《福岡県》
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・  
確認書の交付 《福岡県→申請者》
- ⑤申請 《申請者→センター》  
・申請者は、申請書に自治体等から付与された管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 《センター》

上記フローは、福岡県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

福岡県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：福岡県商工部 自動車産業振興室  
電話番号：092-643-3447



# 経済産業省

## 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」 の活用に関するビジョン

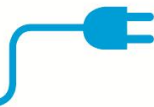
### (福岡県版)

平成26年	1月	第1回改訂	平成27年	8月	第6回改訂
平成26年	4月	第2回改訂	平成27年	9月	第7回改訂
平成26年	8月	第3回改訂	平成27年	10月	第8回改訂
平成26年	12月	第4回改訂	平成27年	11月	第9回改訂
平成27年	7月	第5回改訂	平成27年	11月	第10回改訂





# 1. ビジョンの趣旨



## (1) 目的

このビジョンは、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用した民間事業者等による自主的な充電インフラの整備を促進するために策定するものです。

○「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」とは

- ・国の平成24年度補正予算において「設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的」として、次世代自動車用充電設備の設置に関する補助金が事業化されました。
- ・同事業では、「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置」について、機器購入費と設置工事費の2/3の補助を受けることができます。

## (2) 内容

このビジョンでは、民間事業者等による電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電器の設置が期待される箇所等を示します。

(3) 対象地域 県内全域（高速国道区域を除きます）

(4) 対象機器 公共性を有する充電設備（急速又は普通充電器）

○「公共性を有する充電設備」とは、主に以下の要件を満たすものです。

- ① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ② 充電設備の利用を他のサービス（飲食等）の利用または物品の購入を条件としていないこと。（ただし、駐車料金の徴収は可。）
- ③ 利用者を限定していないこと。（ただし、会員制などとしていてもその場で料金を支払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。）

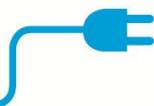
(5) 対象期間 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の事業期間内





## 2. 福岡県の現状

## (既設充電箇所)



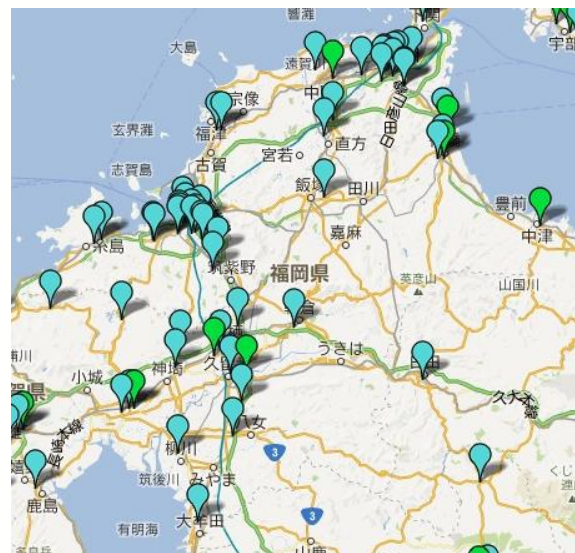
- ・ 既設急速充電箇所：46箇所
  - ・ 普通充電箇所：150箇所
- ※H25.3現在（福岡県調べ）

【参考】既設一覧

No.	市町村名	既設急速	既設普通
1	北九州市	13	31
2	福岡市	13	40
3	大牟田市	1	8
4	久留米市	3	12
5	直方市	1	3
6	飯塚市	1	7
7	田川市		1
8	柳川市	1	3
9	八女市	1	
10	筑後市		3
11	大川市		
12	行橋市	3	2
13	豊前市		1
14	中間市		1
15	小都市		2
16	筑紫野市		2
17	春日市	1	5
18	大野城市	1	2
19	宗像市		2
20	太宰府市		4
21	古賀市		2
22	福津市	2	2
23	うきは市		
24	宮若市		
25	嘉麻市		
26	朝倉市	1	4
27	みやま市		1
28	糸島市	2	2
29	那珂川町		3
30	宇美町		
31	篠栗町		

No.	市町村名	既設急速	既設普通
32	志免町		3
33	須恵町		
34	新宮町		
35	久山町		
36	粕屋町		1
37	芦屋町		
38	水巻町		
39	岡垣町		
40	遠賀町		1
41	小竹町		
42	鞍手町		
43	桂川町		
44	筑前町		
45	東峰村		
46	大刀洗町		
47	大木町		
48	広川町		
49	香春町		
50	添田町		
51	糸田町		
52	川崎町		
53	大任町		
54	赤村		
55	福智町		
56	苅田町	2	2
57	みやこ町		
58	吉富町		
59	上毛町		
60	築上町		
	合計	46	150

【参考図】急速充電器設置箇所





### 3. ビジョンで位置づける充電器整備箇所の考え方



本ビジョンでは、EV等の利便性向上のため、次のような考えに基づき、充電器整備箇所を設定します。

- ① EV走行中に電欠が起こらないような箇所設定
- ② 都市部への重点的な箇所設定
- ③ 民間事業者等による設置が誘導しやすい集客力の高い場所への箇所設定





# 4. 対象箇所の設定

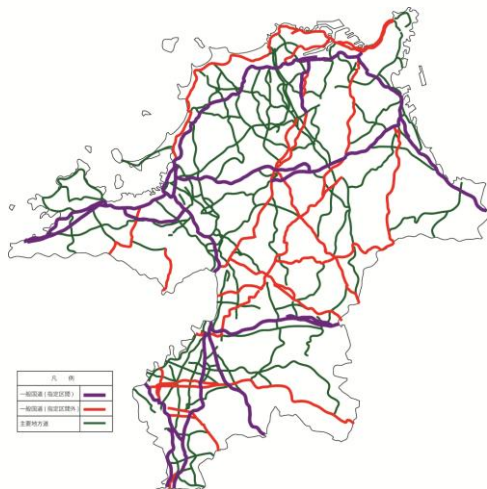


対象箇所は、市・郡区域ごとに設定します。市・郡区域ごとの箇所数は、次の①～③により算出します（既設の箇所数は差し引きます）。

## ① 主要幹線の延長比

主要地方道、国道の路線延長約30kmにつき1箇所

※路線延長は、H25.3時点、福岡県調べによる



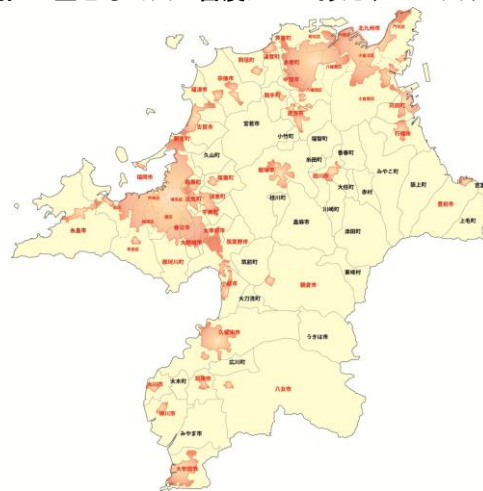
## ② 都市部

「人口集中地区」（総務省統計資料※より）において、地区人口に応じて1箇所以上

- ・ 1万人未満→1箇所、～3万人未満→2箇所、～6万人未満→3箇所、～10万人未満→4箇所、～15万人未満→5箇所、～20万人未満→6箇所、20万人～→7箇所
- ・ 政令市は区ごと、郡は町村ごとに算出し合算

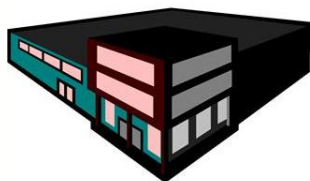
※平成22年「我が国の人口集中地区」より

※人口集中地区：主として人口密度がkm<sup>2</sup>あたり4000人以上の地域



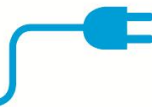
## ③ そのほか集客力が高い施設等

想定施設：道の駅、観光地、商業施設、公共施設 等





# 5. 対象箇所一覧



ビジョンの対象箇所は以下のとおりです。

No.	市・郡名	充電器の種類	箇所数
1	北九州市	急速又は普通	97
2	福岡市	急速又は普通	117
3	大牟田市	急速又は普通	35
4	久留米市	急速又は普通	44
5	直方市	急速又は普通	27
6	飯塚市	急速又は普通	64
7	田川市	急速又は普通	36
8	柳川市	急速又は普通	13
9	八女市	急速又は普通	19
10	筑後市	急速又は普通	16
11	大川市	急速又は普通	6
12	行橋市	急速又は普通	11
13	豊前市	急速又は普通	6
14	中間市	急速又は普通	11
15	小郡市	急速又は普通	16
16	筑紫野市	急速又は普通	10
17	春日市	急速又は普通	10
18	大野城市	急速又は普通	9
19	宗像市	急速又は普通	17
20	太宰府市	急速又は普通	16
21	古賀市	急速又は普通	8
22	福津市	急速又は普通	11
23	うきは市	急速又は普通	11
24	宮若市	急速又は普通	15
25	嘉麻市	急速又は普通	29
26	朝倉市	急速又は普通	16
27	みやま市	急速又は普通	10
28	糸島市	急速又は普通	17
29	筑紫郡 那珂川町	急速又は普通	12

No.	市・郡名	充電器の種類	箇所数
30	糟屋郡	宇美町	急速又は普通 25
		篠栗町	
		志免町	
		須恵町	
		新宮町	
		久山町	
31	遠賀郡	粕屋町	急速又は普通 18
		芦屋町	
		水巻町	
		岡垣町	
32	鞍手郡	遠賀町	急速又は普通 15
		小竹町	
33	嘉穂郡	鞍手町	急速又は普通 17
		桂川町	
34	朝倉郡	筑前町	急速又は普通 5
		東峰村	
35	三井郡	大刀洗町	急速又は普通 3
36	三潞郡	大木町	急速又は普通 12
37	八女郡	広川町	急速又は普通 5
38	田川郡	香春町	急速又は普通 44
		添田町	
		糸田町	
		川崎町	
		大任町	
		赤村	
39	京都郡	福智町	急速又は普通 18
		苅田町	
		みやこ町	
40	築上郡	吉富町	急速又は普通 5
		上毛町	
		築上町	

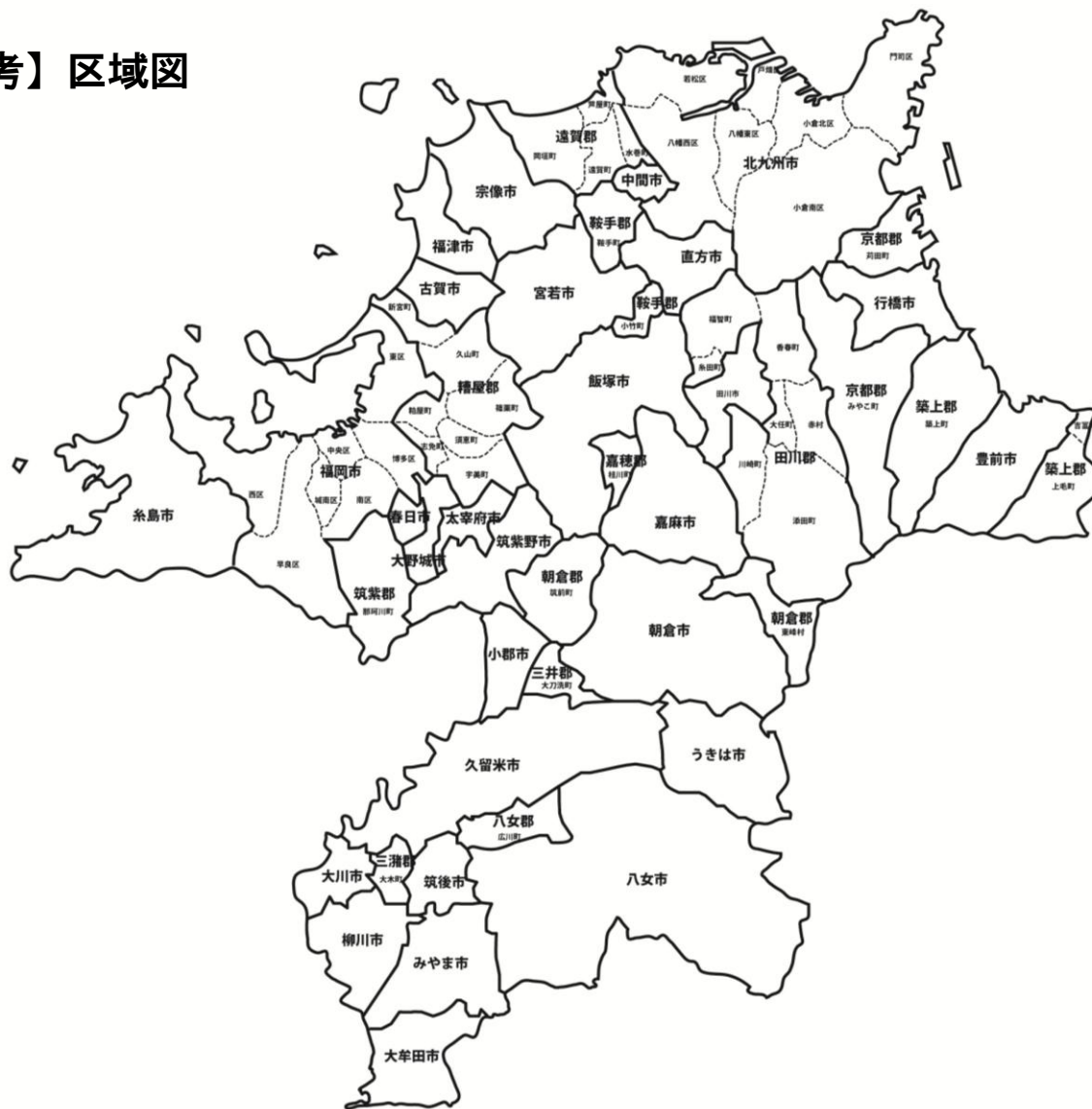




# 5. 対象箇所一覽



【参考】区域図







## 6. ビジョンに基づく申請



このビジョンに基づく補助金の申請を検討される場合は、以下の点を参考にしてください。

- ・ ビジョンに基づき整備される充電設備については、種別（急速又は普通）は問いません。
- ・ 1箇所に複数基整備される場合（急速と普通を併設される場合など）は、1箇所としてカウントします。
- ・ 今後の整備の進展状況などにより、箇所数増などの改訂を行う場合があります。なお、その場合はすみやかに公表します。
- ・ このほか、補助金の申請にあたっては、次世代自動車振興センターが定める各種要綱、規定等がありますので、同センターのホームページ等によりご確認ください。（次世代自動車振興センター URL <http://www.cev-pc.or.jp/hojo/index.html>）

（本ビジョンに関する問合せ先）

福岡県商工部自動車産業振興室 電話092-643-3447

